

韓国における社会的経済研究の動向

The New Trend of Social Economy Study in Korea

イ・ヘリン 藤井 敦史

LEE HYE LYN FUJII Atsushi

要約

2014年以降、韓国では、社会的経済基本法案が国会で審議されることで、政策概念として「社会的経済」という概念が急速に浮上してきた。しかし、政策上の社会的経済概念は、現状において明瞭なものにはなっておらず、イデオロギー上の対立を含んでいる。本稿では、社会的経済基本法（案）に基づき、社会的経済やそれと密接に関わる社会的価値といった概念がどのように認識されてきたのかを検討した上で、政策概念としての社会的経済が、イデオロギー対立を含んだある種のポリティカル・ワードであることを確認する。その上で、政策概念としての社会的経済の背後にある韓国の多様な学問分野における社会的経済の研究潮流が、どのような多様性や対立構造を含んだものになっているのかを検討し、その上で、社会的経済に特化した代表的な学術雑誌である『社会的経済と政策研究』、『社会的企業研究』に投稿されている論文を対象とし、社会的経済に関する実証的な研究がどのような問いに焦点を置いているのか文献研究を通じて明らかにする。そして、上記のような研究の結果、今後の韓国社会的経済研究において、以下のような論点、すなわち、第一に、今日の韓国社会的経済の研究にとって、社会的経済の社会的正当性や社会問題に対する有効性を論証するために、社会的経済が生み出す「社会的価値」とは何であるのか、また、それをどのようにして評価することが可能なのかという論点、また、第二に、韓国社会的経済の地域コミュニティにおける連帯関係（ソーシャル・キャピタル）がどのようにして構築され、かつ、どのような機能を有しているのかといった論点が重要な研究課題として浮上していることを指摘する。

キーワード：社会的経済、社会的企業、社会的経済基本法、労働者協同組合

Abstract

This study examines the concepts of “social economy” and “social value” in Korea based on the Social Economic Framework Act. Also, through introducing the critical discourse on the making of the Social Economic Framework Act it reviews various perspectives and controversy on the

social economy. In addition, this study understands the trend of social economy research in Korea through analysis of the social economy articles published in the domestic learned journals, “Social Economy and Policy Research” and “Social Enterprise Research” and finds implications for future research. Based on the results of these studies, the implications are suggested on the direction of future social economy study and institutional development. In order to progress the social economy in Japan, which has practical meaning in civil society, it is necessary to revitalize research to analyze the perception and expectations of the “demand” side of the social economy. Also, it is necessary to expand the existing perspective by emphasizing mainly visualized results for social economy organizations, to provide long-term government support for the formation of sound communities and also should be considered that social consensus on government support should be reached. Finally, as a concrete alternative, is presented “village enterprise,” which is the core factor of Korea’s social economy. In “village enterprise” residents take the initiative in solving problems in the region and use their human and physical resources.

Key words: social economy, social enterprise, workers’ cooperative, Basic Act on Social Economy

Ⅰ. はじめに

韓国では、2014年に「社会的経済基本法(案)」が国会に提案され、社会的経済という新たなキーワードが注目を集め始めた。同法案が提案された理由は、社会的経済の諸主体が定着できるような環境(「社会的経済エコシステム、사회적경제생태계」)を整備し、散発的に存在している様々な実践主体の共通の土台を作る作業の必要性を韓国社会が認識したためである。さらに、社会的経済という概念は、韓国における両極化や失業問題を生み出してきた既存の新自由主義的な経済システムの生み出す危機を乗り越えるための、ある種のオルタナティブな経済のあり方としても考えられてきたと言えるだろう。

本稿では、以上のような社会的経済基本法案における社会的経済概念がどのような特徴を持っているかを検討した上で、政策概念としての「社会的経済」の背景にもなっている多様な学問分野における社会的経済をめぐる研究蓄積を俯瞰し、それらが、どのような複数のカテゴリーの言説によって成り立っているのかを明らかにしたい。その上で、これからの韓国社会的経済の研究上の主要課題は何であるのか考察を深めることにしたい。

Ⅱ. 社会的経済基本法案に見る政策概念としての「社会的経済」の特徴

1. 社会的経済基本法案における「社会的経済」

韓国における社会的経済という概念は、学術的な概念というよりは、キム・ハクシル(2017)やジャン・ジョンイク(2019)の指摘する通り、政策概念として発達してきた。それは、韓国社会的経済の制度化が、強力な政府主導により急速に進行してきたことによると言えるだろう。しかも、社会的経済を構成する諸組織については、個別法が制定され、様々な管轄部署により、それぞれ個別に運営され、法律の制定目的および運用期間も異なるため、社会的経済に対する統一された概念を共有しにくい状態にもなっていた。こうした中、バラバラに活動している社会的経済組織の経済活動を促進することが可能な環境を整備するため、2014年に、社会的経済基本法案が初めて国会に上程された。これまで第19代国会から第21代国会にかけて、12の法案が提案され、審議されてきたが、これらの社会的経済基本法案では、社会的経済がどのように定義されてきたのだろうか。

2014年4月に初めて発議されたユ・スンミン議員案における社会的経済の定義においては、第2条(定義)で「互恵と連帯を基に、共同体構成員の共同の利益と社会的目的を追求するため必要な財やサービスを生産、流通、交換、消費する民間部門のあらゆる経済活動」として社会的経済を捉えている。こういったユ・スンミン議員の社会的経済の定義は、2012年、全国で最初に制定された忠清南道(チュンチョンナムド)の「社会的経済の育成に関する条例」における定義規定と極めて類似している。2012年に制定された忠清南道の「社会的経済の育成に関する条例」では「生活の質の増進、貧困や排除の克服など、公共の利益という社会的価値を実現するため、協力互恵を基に、社会的経済組織が生産、交換、分配、消費が行われる経済システム」と社会的経

済を規定しており、こうした定義の仕方は、ユ・スンミン議員案における社会的経済の定義と類似しているだけでなく、その他のユン・ホジュン議員、カン・ピョンウォン議員、キム・ヨンベ議員、ヤン・ギョンスク議員、ジャン・ヘウォン議員の社会的経済の定義とも、若干の差はあるものの、基本的には類似した内容となっている。

2. 社会的経済基本法案における「社会的価値」の意味するもの

さて、法案で定められた社会的経済の定義では「社会的価値」という言葉が頻繁に登場している。「社会的価値」という用語自体が初めて登場したのは、2014年、ユ・スンミン議員の法案である。この法案には、明確な定義規定や詳細な内容を定める条項は設けられていない。法案の提案理由や第2条の定義を参考にして、社会的価値の意味を想定するならば、「社会サービス拡充、福祉の増進、雇用創出、地域共同体の活性化、その他、公益に資する寄与」を社会的価値と理解していることがわかる。その後、2014年10月、シン・ゲリユン議員が提案した法案で、はじめて社会的価値に関する詳細な定義が提示された。シン議員の法案は、第3条（定義）に別途の項を設け、社会的価値の内容を具体的に述べている。第2項によれば、社会的価値とは「社会的経済活動を通じ、社会的・経済的・環境的・文化的領域で共同の利益と共同体の発展に寄与する社会的・公益的成果であり、以下の各目の内容を含める価値」であると定められており、12個の項目を列挙することで、抽象的な社会的価値の内容を例示している。

1. 人間の尊厳を維持する基本権である人権の伸長
2. 災難や事故など、危険から安全な勤労・生活環境の維持と国民安全の確保
3. 社会的排除および社会的弱者に対する労働統合と平等な雇用機会の拡大
4. 健康な生活が可能な保健・福祉の提供と国民健康の増進
5. 地域社会が十分に提供できない多様な社会サービスの提供
6. 地域共同体の再生と地域循環経済の活性化
7. 社会的弱者に対する機会の提供と不平等の解消による社会統合
8. 良質の仕事の創出と差別のない労働権の保障
9. 倫理的生産と流通を含む企業の自発的な社会的責任の履行
10. 資源のリサイクルと環境の持続可能性の保全
11. 市民的権利である民主的意思決定と参加の実現
12. その他、共同体の利益の実現と公益性の強化

以上のようなシン議員の法案における社会的価値の定義は、2021年度の法案に至るまで同じ形で維持されてきた。それぞれの法案により、社会的価値の内容を定める規定方式の若干の差はあるが、その基本骨子は14年にシン議員が示した社会的価値の中身と極めて類似している。

このような12項目の社会的価値の規定からは、少なくとも以下のような特徴を見出すことがで

きる。第一に、特定の社会問題の領域が具体的に提示されており、災害、社会的排除や貧困・格差、保健・福祉、雇用問題、労働権の保障、資源リサイクル、地域コミュニティの再生といった項目が提示されている。ここからは、社会的価値の内実として、貧困問題や失業問題の解決、社会福祉サービスの向上といったことが中心的に想定されていることがわかる。そもそも、IMFショックを起点として、失業や貧困といった問題を解決するために、国民基礎生活保障法上の自活支援事業、社会的仕事場創出事業、社会的企業育成法等を制定し、社会的経済政策を生み出してきた韓国政府にとって、やはり雇用創出や社会サービスの拡大が重要な社会的価値として認識されているのは当然と見なすこともできるだろう。また、第二に、第6項目で「地域共同体の再生と地域循環経済の活性化」が提示されているように、活発な地域コミュニティを基盤としたオルタナティブな経済（連帯関係を基盤とした社会的連帯経済と言ってもいいだろう）の発展自体が社会的価値として認識されており、一方、第9項目「倫理的生産と流通を含む企業の自発的な社会的責任の履行」では、行き過ぎた市場メカニズムに対して企業の倫理性や社会的責任を高めしていくことも社会的価値として論じられている。ここからは、既存の新自由主義的な資本主義経済とは異なるオルタナティブな経済を作り出すことが社会的価値として重視されていることがわかる。第三に、第1項目「人間の尊厳を維持する基本権である人権の伸長」や第11項目「市民的権利である民主的意思決定と参加の実現」のように、基本的人権や民主主義といった価値が明確に社会的価値として提示されていることも非常に特徴的なことだと思われる。

上記のような社会的価値の規定の仕方は、たとえば、米国における社会的起業家を重視した社会的企業論やそれに影響を受けた日本のソーシャル・ビジネス論などは、かなり異なる。これらの議論では、社会的目的を構成する社会的価値は、起業家によって主観的に提起されたものに過ぎない。換言するなら、社会的価値の内容は、際限なく広がりうるものであって、何らかの特定の価値が「社会的価値」として重視されることはないと言って良いだろう。しかし、このような米国の社会的企業や日本のソーシャル・ビジネスでは、翻って考えてみると、社会的価値自体が何でもありの状態になるので、特定の価値への関心が後景に退き、むしろ費用便益分析を基盤とした効率性基準が社会的価値を評価する際の参照点として浮上しやすい。SROIのような評価手法が重視されてきたのは、このように社会的価値そのものが曖昧であったこととも関係していると言えるだろう。目的そのものが曖昧になるので、手段の効率性の方が、それが正しく想定されるかどうかは別としてクローズ・アップされてきたのだ。以上と比較した時、韓国の社会的経済法案における社会的価値の規定の仕方には、かなり大きな差異があり、確かに、社会的経済が特定の社会問題（社会的価値）領域に限定されるという危険性はあるものの、社会的経済が生み出す社会的価値を具体的に評価しようとする際には、重要な価値前提が想定されているという点で大きな意味があるように思われる。

3. 社会的経済基本法（案）をめぐるイデオロギー対立

社会的経済基本法案は、2014年4月、保守政党であるセヌリ党のユ・スンミン議員により、初

めて提案された。以降、同年10月、進歩的な政治色を帯びる新政治民主連合党のシン・ケリョン議員、同年11月、正義党のパク・ウォンソク議員の法案が次々と発議され、翌年2015年4月、与党と野党の合意を基に、国会に上程され、順調に審議が進んだ。

しかし、法案の成立を目指す勢力内部においても、実際には、多様な利害関心が存在しており、潜在的な対立を抱えていた。第一に、社会的経済に対する政府と社会的経済組織（市民社会）の基本視座の違いがあり、政府の観点からは、社会的経済により、仕事の創出や雇用率の上昇を図ろうとする明らかな政策目標があったが、市民社会側は、雇用創出よりも、地域社会（コミュニティ）の再生および活性化を社会的経済の第一義的な目標として重視していたと言えるだろう。

第二に、社会的経済基本法案では、社会的経済組織に対する行政手続きのあり方も重要な論点となっていた。そもそも、2014年にユ・スンミン議員が初めて法案を提案した理由としては、社会的経済の制度が多様化し過ぎたため、自活企業、認証社会的企業、マウル企業、基本法協同組合等の社会的経済組織のカテゴリーごとに管轄部署がバラバラになってタテ割が進んでしまったことがあった。このため、複数の制度を利用する社会的経済組織にとっては、極めて手続きが煩雑化しており、各制度間の整合性も取れていない状況だった。このような社会的経済をめぐる制度の非効率性を是正するということが大きな眼目だったのだ。しかし、現場の社会的経済組織や市民社会組織の声を代表する韓国協同組合研究所、韓国社会的企業中央協議会、韓国協同社会連帯会議等では、タテ割り行政の克服よりは、むしろ、社会的経済に対する行政の過度な管理や規制を削減し、社会的経済に対する行政側の共通の認識の不在という限界を克服することの必要性が重視されていた（キム・ハクシル 2017）。

このように、法案を成立させようとする側においても利害関心の対立が見られたが、2014年5月に、法案の採決が延期されると、さらに、保守主義的な政治色を帯びる諸団体（たとえば全国経済人連合会）から反対意見が徐々に登場するようになり、社会的経済をめぐる意見対立はイデオロギー対立の様相を帯びだし、さらに激しくなっていた。たとえば、韓国の主要新聞では以下のような社会的経済基本法案に対する反対意見が掲載された。

「社会的経済基本法（案）」は、協力と連帯を基本価値と掲げつつ『大韓民国憲法』第119条第1項で定める自由市場体制を否定している。この法案が提示する「社会的経済エコシステム」というのは、国家が社会的価値を決め、社会的経済委員会が主導するという点から、部分的な社会主義的計画経済にはかならない。この法案が可決されたら、既に経済民主化と福祉政策に縛られている韓国経済に、改めて致命的影響を与えられる恐れがある（韓国経済新聞「違憲的な社会的経済基本法、安易に可決されればダメだ」2015年6月14日）。

以上のような保守派からの社会的経済基本法案に対する攻撃は、そもそも第19代国会から第21代国会まで提案されてきた12の社会的経済基本法案に一貫する共通の制定理由、すなわち、①資本主義経済システムの病弊による格差社会の拡大に対し、②社会的経済諸主を対象とする共通基

盤を整備することで、③社会的価値を実現する経済活動を促進すると基本法という目的を真っ向から否定するものだった。たとえば、社会的経済基本法案の制定理由においては、典型的には、以下のように、大手企業に依存する韓国の経済システムの限界、激しい新自由主義的な経済システムの下、深刻な競争と不平等を批判する現状認識が強く打ち出されていたのである。

国家と市場だけでは健康な共同体を作り出すことに限界があるという事実が資本主義および市場経済を選択した国々の共通する経験である。そのため、我々は、健康な共同体を作るための社会的価値に注目する。…我々は、社会的経済が健康な共同体を形成し、両極化を解消することに資する韓国経済の新たなオルタナティブになり得るという期待を抱えている(議案番号2616、ユ・スンミン議員、2016.10.11)

このように、社会的経済基本法の成立をめぐることは、賛成派と反対派の間でイデオロギー対立を伴う激しい緊張状態が存在した。すなわち、反対派では、市場での自由な競争が根本になる資本主義と社会的経済の対立関係に着目し、社会的経済を公正な市場競争を阻害する過度な国家関与として捉える見解が支配的であり、一方、賛成する側では、過度な利潤追求を強調する経済システムにより発生した社会的・経済的不平等を問題視しつつ、新しい解決策として共同体を基盤とした社会的価値の実現を伴う社会的経済がオルタナティブとして必要であると主張されてきた。このようなイデオロギー対立は、社会的経済という概念がある種のポリティカル・ワードであることを意味している。

Ⅲ. 社会的経済概念をめぐる研究蓄積—肯定的なまなざしと否定的なまなざし

さて、これまで政策概念としての社会的経済について論じてきたが、それらの背景となっている社会的経済の学術研究においても、同様に、社会的経済と資本主義との関係をめぐってイデオロギー対立が存在している(キム・ギテ 2014)。ここでは、学術研究における社会的経済に対する肯定的眼差しと否定的眼差しを整理して論じることとする。

1. 社会的経済に対する肯定的まなざし

社会的経済に関して肯定的見解を提示する立場は、新自由主義的資本主義に対するオルタナティブとして社会的経済を擁護しつつ、新たな社会・経済のあり方として社会的経済の有効性を楽観的に捉えている。まず、初期の代表的研究として知られているハン・サンジン(2001)の研究が挙げられる。ハンの研究では、ヨーロッパのように、社会統合と共に経済的統合の担い手として社会的経済を捉え、それを「市場と国家を乗り越えるオルタナティブ」として把握している。続いて、チャン・ウォンボン(2007)は、社会的経済を「資本と権力を核心とする市場と国家に対するオルタナティブな資源分配を目的としつつ、市民社会、あるいは、利害当事者たちが彼らの多様な生活世界の必要を充足するため実践する自発的かつ互恵的な参加型経済の在り方」とし

て捉えている（チャン 2007）。ノ・デミョン（2009）は、社会的経済を労働と所得、消費領域から起こる剥奪感と格差を解消するオルタナティブな経済活動であると述べた。ノ・デミョンは、国民の生活面における疎通空間（コミュニケーションの場）を拡大していきながら、新たな価値を形成・拡散していくことが重要であり、社会的経済はこうした疎通空間の広がりにとって大事なものであると力説した（ノ 2009）。

2010年代に入ると、社会的経済の発展可能性や社会的課題の解決に対する有効性を楽観的に捉えるアプローチの中から、運動的側面と政治的要素を強調する研究も徐々に登場するが、社会的リスクに対して、結社体（アソシエーション）主義を基に対応しようとする経済的・社会的運動として社会的経済を理解する多数の論文が存在する（オム・ハンジンら 2011、キム・ソンユン 2013、キム・ジョンウォン 2014）。特に、キム・ジョンウォン（2015）、チェ・テリョン（2015）、キム・ドンテク（2017）は、社会的経済のオルタナティブな性格と運動性だけではなく、民主主義に係る政治的側面に着目しながら研究を行った。たとえば、キム・ジョンウォン（2015）は「市場経済が有する問題に対するオルタナティブの渴望」から社会的経済が登場したと指摘しながら、協同組合や地域通貨等と同じように利益を優先せず、市民社会の実践領域に属するものとして社会的経済を定義している。しかし、彼は、社会的経済は、貧困および失業克服のための市民社会の組織的活動にもかかわらず、政策用語として、また、主流経済に親和的な経済のあり方として捉えられてもいることを問題点として指摘した（キム 2015）。加えて、キム・ドンテク（2017）は「経済的不平等は、従属を生み出し、それは、また政治的不平等を再生産する」というルソーの思想を基に、こうした問題を乗り越えるオルタナティブとして社会的経済に着目している。彼は、経済領域における民主主義が日常的に実現されるため、社会的経済が機能すべきであると述べつつ、これに最も適切な制度として一人一票により組織を運営する協同組合を提示した（キム 2017）。

2. 社会的経済に対する否定的まなざし

一方、市場メカニズムが作動しない領域である社会的経済の限界を指摘しながら、社会的経済のオルタナティブな性格に対して、批判的見解を示した研究者もいる。ソ・ヨンピョ（2013）は「社会的経済は、資本主義の緩衝地帯を作り出す運動に過ぎない」と述べながら、社会的経済がオルタナティブな実践になることには、そもそも無理があると指摘した。彼は、韓国の社会的経済陣営は、新しい政治的主体を作っていくプロセスを欠如させたまま、国家が作り出した社会的経済路線に便乗しており、こういった傾向は、草の根運動のような市民社会的実践に競争の原理を引き込み、自生的なソーシャル・アクションの根拠を弱体化させるに過ぎないと主張し、社会的経済が、社会から分離されない経済という本来の意味を活かすためには、市場の社会化とともに「国家の民主化」を並行すべきであると主張した（ソ 2013）。

ユン・サンホ（2015）は、社会的経済を「協働と連帯を第一義的価値とし、経済活動の社会化と共有化を追求」しながら、個人の私益追求を否定し、設計主義的観点に基づく経済原理であり、市場経済に対する全面的な挑戦であると述べながら批判的立場を貫き、さらに、所得の両極化や

不平等、低成長などの問題はそもそも社会的経済により解決できない課題であると主張した。こういった否定的な観点は、社会的経済基本法に対する批判に繋がり、ユン(2015)は、社会的経済基本法案を大韓民国憲法上の自由主義経済体制を侵害し、企業の競争力を毀損する法案であると強く批判した。彼は、各種の補助金と免除措置、優先購買、また、政府が半強制的に民間基金に助成させる措置など、手厚い政府支援は、社会的経済に「差別的市場地位を付与」することでであると批判した(ユン2015)。

グォンとフォン(2016)は、経済というものは人格的交換(personal exchange)から非人格的交換(impersonal exchange)へと発展してきたが、原始的共同体に特有な協力や連帯という特徴をもつ人格的交換(personal exchange)は非効率的経済であり、協業と分業が主軸になる効率的な非人格的交換(impersonal exchange)を中心とした市場メカニズムは、弱肉強食的な側面を持ちつつも、一定の生産性を備えており、それを無視することはできないと主張する。すなわち、社会的経済のみを「良い経済のあり方」として認識することは問題であり、社会的価値の実現は一般企業も取り組んでいるのである(2016)。それにもかかわらず、営利企業を排除したまま、社会的経済組織だけを支援することは矛盾であり、無分別な国家支援は、非生産的企業を拡散させ、市場で誠実に競争する善意の企業家と彼らの自発性や革新性を委縮させる恐れがあると述べた。さらに、社会的経済により「経済の政治化」が進められる可能性があり、これは、企業に対する牽制措置であると述べながら、市場縮小を施行する社会的経済が韓国社会に定着すると、社会主義経済を促進する潮流につながる恐れがあると強く批判した(グォンとフォン2016)。

3. 社会的経済概念をめぐる論点整理

以上、韓国の社会的経済概念をめぐる相対立する観点の研究を提示した。これらの研究から、韓国の社会的経済概念における幾つかの論点をまとめてみると、以下の通りである。

第一に、社会的経済と資本主義との関係をどのように見なすかという分節線が見いだされた。社会的経済は新自由主義的な資本主義に対抗的なオルタナティブ経済とみなされてきたが、市場メカニズムを最重要視する新自由主義的な立場からは、当然のことながら、社会的経済は従来の市場秩序を乱すものとして否定的に論じられることになる。したがって、このような主張を展開する論者からは、社会的経済基本法は、社会主義経済体制(計画経済)の性格を受け入れるものとして、自由市場経済秩序を基本とする憲法精神に背くものとして極めて強い否定的な意見が提示されてきた(キム・ジョンホ2014、ユン・サンホ2015、グォンとフォン2016)。逆に、新自由主義的な資本主義に対するオルタナティブとしての社会的経済を称揚する立場からは、たとえば、イ・ジュンソプ(2015)のように、韓国は、自由市場経済秩序と共に、社会的目的と価値を実現するため、必要な場合、国家介入が正当化される社会的市場経済秩序も受容しているため「社会的市場経済秩序という憲法的理念と価値は、社会的企業を含む社会的経済の概念」につながるものであり、従って、違憲的な経済のあり方ではないという反論がなされてきた。

第二に、社会的経済をオルタナティブな経済のあり方として捉える論者においても、社会的経

済における運動性や政治性を重視する立場からは、社会的経済が過度に制度化されることにより、社会的経済組織が行政の補完組織へと変質してしまうことになれば、それが本来持っていた革新性を失わせることになるのではないかと危惧が論じられてきた。こうした論点からは、当然のことながら、社会的経済の制度化が必要なのか、不要なのか、必要であるとすれば、どのような制度化のあり方が望ましいのかという更なる論点が弾き出されることになるだろう。

第三に、社会的経済に含まれる組織の範囲に関する論争が存在した。まず、社会的経済に、農協や水協、漁協など、既存の産業別協同組合を含めるべきかという論点が挙げられる。協同組合基本法で設立された社会的協同組合や一般協同組合、並びに生活協同組合は、社会的経済の重要な主体として一般的に認められている（羅2015）。しかし、産業別協同組合の場合、メンバー（組合員）中心になる共助組織とはいえ、社会的貢献や公益性が低く、営利的性格が強いという点から意見の対立が起こっている。もう一つの論点は、自活企業である。自活企業とは、就労支援プログラムに参加する公的扶助受給者や生活困窮者が、制度的支援を受けながら立ち上げた事業所である。2014年5月7日、韓国地域自活センターは、自活企業が社会的経済組織のなかに含まれることに対する反対意見を表しながら、声明書を発表した。反対の主な理由は、公的扶助システムのなか、生活保護受給者の自立を支援する自活企業が、社会的経済に位置付けられると、社会福祉の縮小の恐れがあり、あくまでも自活（自立）事業は、経済の論理ではなく、福祉の論理により行われるべきであるということだった。また、受給者の自立のため、積み立てしてきた自活基金を、社会的経済基金に含めることは、適切ではないという批判がなされた（キム・ハクシル 2017）。

IV. 韓国社会的経済に関する実証研究のトレンド

ここまで社会的経済の概念をめぐる、どのような議論が展開してきたのかについて中心的に論じてきた。それでは、韓国社会的経済の実態に関する実証研究は、韓国では、これまでどのようなテーマを中心に蓄積されてきたのあろうか。本節では、長年、社会的経済の類似語として通用してきた「社会的企業」と「社会的経済」をキーワードとして行われてきた実証研究の流れと特徴を検討した上で、韓国社会的経済の実証研究における傾向を理解したい（キム・ヒソン 2016）。なお、ここでは、長年にかけて社会的経済、ないしは、社会的企業に対する研究を蓄積させてきた学術雑誌として、社会科学分野の『社会的経済と政策研究』と経営学分野の『社会的企業研究』を取り上げ、当該学術雑誌に掲載されている社会的経済関連の実証研究を分析しつつ、社会的経済をめぐる研究上のトレンドを示すことにしよう。まず、『社会的経済と政策研究』は、2011年にスタートし、現在に至るまで、社会的経済や社会的経済組織に対する多様な視点の論文が投稿されている。同学術雑誌は、忠北大学の国際開発研究所により発刊されており、2011年から2015年までは『社会的企業と政策研究』というタイトルであったが、2016年を起点とし『社会的経済と政策』に名称を変更し、以前より幅広い学問分野の論文を掲載している。もう一つの『社会的企業研究』は、社会的企業研究院により発刊されている雑誌であり、2008年から現在に至るまで、毎年30本以上の研究が発表され、持続的な研究発表媒体となっている。イゼヒら（2018）

によれば、2009年以降、社会的経済に対する経営学分野の学問的関心が高まっている背景には、この社会的企業専門学術誌としての『社会的企業研究』の創刊があるという。同学術誌は、経済学分野に属しているため、社会的企業のみならず、一般営利企業に関する研究も多数含まれており、社会的経済に関する経営・経済学の観点が理解できる。前述した二つの学術雑誌に投稿されている個別論文を検討し、研究上の問いを中心にカテゴリー化し、社会的経済の研究動向の幾つかの特徴を提示すると、以下の通りである。

第一に、社会的経済組織が追求する「社会的」目的とは何なのかをはじめ、社会的経済の発展上の課題および展望、社会的企業の類型別の特徴などを論じる基礎研究がかなり多くなされてきた(キム・ギョンヒ、バン・ジョンホ 2008、イ・ウンソン 2009、キム・ユンホ 2010、ベ・ジョンウォン 2011、キム・スクヨン 2013)。代表的なものとしては、2007年の社会的企業育成法の施行以降、急速に社会的企業として認証された組織が、他のアクターとどのような側面で区別されるかを示しながら、社会的企業のハイブリッド性を強調するホン・ソンウ(2011)の研究、新たに登場した社会的経済主体である社会的協同組合に関して、その持続可能性を確保する戦略について論じるイ・ヒョンジュ(2016)の研究、各種支援の根拠になる「協同組合基本法」をテーマとし、既に活躍している認証社会的企業とどのように役割を調整すればいいのかを深く掘り下げたイ・ジュホ(2013)の研究などが挙げられる。近年では、社会的経済の「社会的」という言葉の抽象的かつ曖昧な意味を明らかにするためのキム・ハクマンとグォン・ジョンマン(2019)の研究「『社会的』という用語に着目した社会的経済概念に関する試論」など、有意味な多数の研究が行われてきた。

第二に、社会的経済組織の成果測定(評価)と管理に関して、成功事例をもとに社会的・経済的成果の要因分析を行う研究が活発になされた(ジョン・サンフンら 2015、イ・ゼジュンら 2016、イ・ジュヒ 2016、チェ・スンヒ 2017、キム・ムンジュン 2018、キム・ヘウォン 2018)。こうした成果分析をテーマとする多数の研究は、社会的経済組織が満たしている成果基準を明らかにすることで、社会的経済組織を対象とする制度的支援のあり方に関する政策的提言も行う傾向がある。具体的には、キム・ハクマン(2016)、ハン・セウク(2017)、キム・スクヨン、カン・スンファ(2017)、パク、根本(2017)、ラ・ジュンヨンら(2018)、チェ・イ、オ・スンゼラ(2019)などが挙げられる。社会的企業のみならず、社会的協同組合の雇用創出領域における財務的・社会的成果を分析したチェ・ウォンジュン(2019)の研究もある。また、社会的経済組織に対する政府支援に着目しながら、支援のあり方の改善策を提示する研究として、ジョン・ビョンウク(2015)、イム(2017)の研究、なお、社会的協同組合の社会的価値の実現に影響を及ぼす組織内部要因および地方政府の力量を分析したユ・ドゥホ、ウォン・ミョンホ(2020)の研究などがある。

こうした成果分析に関する研究が盛んになる理由は、社会的企業に対する政府支援の効果を立証するため、あるいは、支援の正当性とともな公的支援の拡大を主張するためであると考えられる。また、研究の多くは、計量的な成果評価のあり方が、社会的経済組織にとって適切ではないという共通の認識に基づき、数値化された成果測定の仕組みを改善したり、新たな評価手法を導

入する必要性を提起したりしている。社会的経済が達成した社会的・経済的成果は、現在までも持続的に論じられる研究テーマであり、最近では、韓国社会的企業振興院が社会的価値指標（SVI, Social Value Index）を用い、より総合的に社会的成果を測ろうとする試みが行われている。

第三に、社会的経済の発展にとって重要な基盤になるソーシャル・キャピタルの観点から、「協力」、「連携」、「ネットワーク」等のキーワードをテーマとして取り上げる研究である。イ・ヘジン（2019）、チェ・イェナ（2019）、ハン、グォン（2019）、ユ、シン（2021）の研究をはじめ、社会的企業のネットワークおよび連携・協力活動が、組織の経済的かつ社会的成果に及ぼす影響を分析したグォン、イ（2018）の研究など、諸主体の間、また、多様な利害関係者との協力的関係を構築の必要性を主張する研究が活発に行われた。なお、イ・ヒジン、ユ・ハンナの事例研究（2019）「ミクロな社会的資本の動態性が社会的企業の持続可能性に及ぼす影響：『愛の綱引き』事例を中心に」、日本の神戸市のケースを述べる海外事例研究であるイ・ザソン（2018）の論文も挙げられる。特に、イ・ザソンの研究（2018）では、協力的ガバナンスの形成過程に着目しつつ、日本の事例を具体的に分析・紹介しながら、韓国の社会的企業が、政府の財政支援だけではなく、連携・協力ネットワークを積極的に構築することに努力すべきであると指摘した。

第四に、社会的経済に対する認識を分析する研究も流行っている。16年のキム・ハクマンの「社会的経済論の活性化のための行政の認識に関する研究」をはじめ、社会的経済基本法（案）の制定過程でみられた利害関係者の複雑な葛藤構造と諸主体の認識や社会的経済に関する基本見地を分析したキム・ハクシル（2017）の研究、キーワード分析やトレンド分析方法を用い、社会的経済に対する国民の認識を提示したイ・ヒョンジン、イ・スンウ（2018）の研究、キム・ジョンウク、ゴ・ギョンヒ（2019）、カン・スヒョン、イ・スヒ（2019）、ムン・ダヨン（2021）などが挙げられる。上述の研究では、社会的経済主体と関係のある地域住民（受益者）や自治体、公務員の認識を分析し、彼らの期待や求めを基に、社会的経済の改善課題を示した。

第五に、社会的経済に適した政策論として、今日、社会的な関心が集まっているのが、「保護された市場」に関する研究である。社会的企業の成長・定着のためには、一定の保護された市場の存在が重要であり、具体的には公共機関の優先購買制度を取り上げるソン、ホ（2019）の研究が重要である。また、社会的企業育成法の登録制への転換を迎えている最近の状況を踏まえつつ、登録制の導入のあり方を論じたキム・ヘウォン（2018）の研究なども注目される。ちなみに、キム・ヘウォン（2017、2018）は、「社会的企業の新たな法人格」の導入に関する研究を行い、イギリスのCICを参考にしながら、韓国も社会的経済という潮流にあわせ、新しい法人格を構築することが必要であると主張しており、そのような新たな法人格の導入に伴い予想される諸争点を提示した。

V. おわりに

ここまで、粗削りながらも、韓国における社会的経済に関する研究動向について整理し、分析してきた。ここから見えてきたことは何だったのだろうか。恐らく、韓国における社会的経済研

究に通底してるのは、社会的経済の社会的な正当性をいかにして客観的に立証しうるのかという問題意識だったように思われる。そのために、社会的経済の成果や有効性が問われ、社会的経済が生み出す社会的価値が何であるのか、それをどのように測定し評価することが可能なかが重要な論点となってきた。こうした問題意識が、従来の新自由主義的な資本主義を擁護する勢力との論争過程において前面に出てくるのは、極めて当然なことだと思われる。しかも、今日、韓国社会的企業振興院が社会的価値指標(SVI, Social Value Index)を開発し、社会的経済基本法案と共に、公共機関の社会的価値実現に関する基本法案が国会で審議されている状況において、社会的価値をどのように可視化し、評価していくかという論点は、社会的経済組織に対する公共調達のあるり方なども直結し、極めて重要だと言えるだろう。また、こうした社会的価値の評価は、単純に雇用創出における量的な成果(何人就職させることができたか)を越えて、社会的経済が生み出す地域コミュニティの活性化なども視野に含むという点で、社会的経済組織が政府の雇用政策上での下請け組織としての役割を脱するためにも重要だと思われる。

第二に、社会的価値の議論とも関わるが、社会的経済と地域コミュニティの関係についての論点も重要な研究上の課題となってきた。一般的な営利企業と差異化し、社会的経済の独自の社会的価値を提示するためには、社会的経済の地域コミュニティ形成機能や地域コミュニティを基盤とした当事者のエンパワーメント機能が重要な焦点となるからである。換言するなら、社会的経済と他のセクターの区別において、その存在価値が浮き彫りになるポイントは、私益を超え、共益と公益を目指す「コモン」の観点、そして、これを実現するため、自発的に集まり、民主的に課題を解決しながら、連帯を作り出すコミュニティ形成のプロセスだと考えられる。それゆえ、生活の場において、地域住民が社会的経済をどのように認識しているのか、実際に当事者の視点から見た時に、社会的不平等や労働問題がどのように解決されてきたのか、住民自治がどのように構築されてきたのかといったことが詳細な実証研究によって明らかにされる必要がある。

たとえば、近年、マウル企業が法人制度として制度化されようとしているが、マウル企業育成および支援に関する法案の第2条によれば「マウル」とは、日常生活を共有する地域内で相互関係と情緒的共感が形成されているところである。近隣地域を基盤とする「生活の場」で、互惠性の原理を基に「連帯的経済」を実現していきながら、その地域の問題解決に向け、地域住民が主体になり、論議するプロセスは「自治」の実現にも重要な意味を有するため、マウル企業は、他の社会的経済組織より、相互扶助的かつ共同体主義的生活と強い親和性を持っていると考えられる。さらに、地域の人的・物的資源を活用しつつ、地域社会の貢献に資するという点は、今日の社会的経済で看過されている市民社会的価値の肝心のポイントであると考えられる。このようなマウル企業が、今後、韓国で、どのように制度化され、どのような実践が蓄積されていくのか検討したい。

そして、最後に、以上のような地域コミュニティ形成や住民自治の担い手としての社会的経済の「社会的価値」を踏まえた上で、どのように政府からの制度的支援を構築していくかという問いが、今後の重要な研究上のテーマとして強調されるべきである。今日、韓国の社会的経済組織

にとって、政府支援は財政的な要請などから必須なものとして捉えられているものの、一方で、行政側の過度な規制と一方的監督に対して不満が生じており、互惠性の原理に基づいた地域コミュニティの再生、アソシエーションの活性化、自治や民主主義といった価値を軽んじたまま、雇用創出に限定した計量的成果のみが重視される政府支援のあり方は反感を持って受け止められている（キム・ハクシル 2017）。こうした状況において、社会的経済の現場に即した政府の支援制度をボトム・アップで構築していくためには、社会的経済のアドボカシーやソーシャル・アクションの機能がより一層求められる。このような社会的経済を含む市民社会の運動性や政治的力量をいかにして発展させ、社会的経済の自立性を担保し、単なる行政補完団体としての位置づけから脱することができるか、こうした論点を深く考察していくためにも、コミュニティ・オーガナイズングを含む社会運動論的な研究も今後重要になっていくのではないだろうか。

【参照HPと参照資料】

韓国国家法令情報センター <https://www.law.go.kr/>

国会議案情報システム <http://likms.assembly.go.kr/bill/main.do>

韓国社会的企業振興院 <https://www.socialenterprise.or.kr/index.do>

韓国経済新聞「違憲的な社会的経済基本法、安易に可決されればダメだ」2015年6月14日

【参考文献（韓国語、論文や著書のタイトル等はイ・ヘリンが和訳）】

イ・ウソン、ピョン・インス（2019）「韓国の社会的企業のR&D（研究・開発）の現状および示唆点」『社会的企業研究』第12巻第2号、pp.121-159。

イ・ザソン（2018）「社会的企業の協力的ガバナンス形成に関する研究—日本の神戸市の事例を中心に—」『社会的企業研究』第11巻第3号、pp.31-56。

イ・ゼジュンら（2016）「定年退職者の再雇用が社会的企業の持続可能性に及ぼす影響」『社会的企業研究』第9巻第2号、pp.31-55。

イ・ゼホ（2013）「協同組合基本法制定と社会的企業の環境の変化に関する研究」『社会的企業と政策研究』第3巻第1号、pp.73-104。

イ・ゼヒラ（2018）「キーワード・ネットワーク分析を用いる社会的企業の研究動向」『社会的企業研究』第11巻第2号、pp.183-236。

イ・ジュンソプ（2015）「社会的企業の理念的基礎と概念に関する研究」『アジュ法学』第9巻第3号、pp.23-46。

イ・ヒョンジン、イ・スヌウ（2018）「社会的企業をめぐる認識に関する研究—Naverトレンド分析を活用して—」『社会的企業研究』第11巻第1号、pp.51-74。

イ・ヒジン、ユ・ハンナ（2019）「ミクロな社会的資本の動態性が社会的企業の持続可能性に与える影響：愛の相次ぎ事例を中心に」『社会的企業研究』第11巻第3巻、pp.147-175。

イ・ヘジン（2019）「社会的経済組織の持続可能性と協力ネットワーク組織の関係性」『社会的経済と政策研究』第9巻第

- 1号、pp.57-89。
- イム・チャンギユ、イ・サンユン(2017)「社会的企業の金融資源の獲得に関する実証研究」『社会的企業研究』第10巻第1号、pp.135-159。
- オ・スンゼラ(2019)「社会的企業の社会的成果の尺度開発のための研究」『社会的経済と政策研究』第9巻第4号、pp.119-145。
- オム・ハンジンら「オルタナティブな運動として社会的経済」『社会と理論』第18巻、pp.169-203。
- カン・スンファ、キム・ドンジュ「社会的企業家の育成のための教育プログラムの開発に関する研究」『社会的企業と政策研究』第3巻第2号、pp.36-69。
- カン・スンヒョン、イ・スヒ(2019)「地域社会住民の社会的経済に対する認識と価値・消費態度に関する研究」『社会的経済と政策研究』第9巻第4号、pp.61-84。
- カン・ミンジョン(2018)「社会的企業に対するインパクト投資の活性化政策：投資者を対象とする免税を中心に」『社会的企業研究』第11巻第2号、pp.109-132。
- キム・ギテ(2014)「社会的経済と社会的経済基本法の必要性」『協同組合ネットワーク』第65巻、pp.91-128。
- キム・ジョンウク、ゴ・ギョンヒ(2019)「社会的経済企業の商品に関する消費者の購買意図の分析」『社会的経済と政策研究』第9巻第3号、pp.59-88。
- キム・ジョンウォン(2014)「社会的経済と互惠」『地域社会研究』第22巻第2号、pp.285-308。
- キム・ジョンウォン(2015)「貧困問題に対する対応と社会的経済」『経済と社会』第106巻、pp.171-204。
- キム・スクヨン、カン・スンファ(2017)「社会的企業の成果と政府支援金の関係性」『社会的経済と政策研究』第7巻第2号、pp.1-19。
- キム・ソンユン(2013)「社会的経済での社会的ものとは」『文化科学』第73巻、pp.110-128。
- キム・ドンテク(2017)「草の根民主主義の制度的基盤：社会的経済を中心に」『市民社会とNGO』第15巻第2号、pp.105-137。
- キム・ハクシル(2017)「社会的経済の制度化過程に関する批判的談論の分析」『社会的経済と政策研究』第7巻第1号、pp.27-61。
- キム・ハクマン(2016)「社会的経済をめぐる論議の活性化のための行政に関する認識分析」『社会的経済と政策研究』第6巻第1号、pp.63-89。
- キム・ハクマン、グォンジョンマン(2019)「『社会的』という用語に着目した社会的経済概念に関する試論」『社会的経済と政策研究』第9巻第1号、pp.35-56。
- キム・ヒソン(2016)「社会的経済研究の動向と争点」『民主主義と人権』第16巻第2号、pp.51-87。
- キム・ヘウォンら(2018a)「社会的企業の登録制の導入の在り方に関する研究」『社会的企業研究』第11巻第3号、pp.95-124。
- キム・ヘウォンら(2018b)「社会的企業のための新たな法人格：争点と代案」『社会的企業研究』第10巻第2号、pp.93-130。
- キム・ユンホ(2010)「コミュニティビジネスモデルの概念定立に関する研究：社会的企業との区分をめざし」『韓国社会と行政研究』第21巻第1号、pp.275-299。
- キム・ユンホ(2013)「社会的企業は再分配政策か、分財政策か—認証社会的企業の類型化、実証的比較分析そして、育

- 成方案一』『韓国政策学会報』第19巻第4号、pp.177-215。
- グォン・ソイル、イ・ゼヒ (2018) 「社会的企業のネットワーク活動が経済的成果および社会的成果に及ぼす影響」『社会的企業研究』第10巻第2号、pp.197-230。
- グォン・ゼヨル、フォン・インハク (2016) 「社会的基本法案の批判的考察」『企業訴訟研究』第14巻、pp.93-120。
- ジュ・ギユハ、キム・ウォンイ (2015) 「社会的企業のビジョンおよびリーダーシップがメンバーの成果に及ぼす影響」『社会的企業研究』第8巻第2号、pp.161-186。
- ジョン・ソンヒ、ジョ・サンミ (2018) 「ハイブリッド要因が社会的企業の成果に及ぼす影響：社会的企業家精神の媒介効果を中心に」『社会的企業研究』第11巻第3号、pp.125-162。
- ジョン・ビョンウク (2015) 「社会的企業の支援のための課税制度の改善方策」『社会的企業研究』第8巻第2号、pp.37-58。
- ジョン・インラ (2018) 「社会的企業の規模化のための探索的研究：ソーシャル・フランチャイズの可能性に対する評価および政策的示唆点」『社会的企業研究』第11巻第2号、pp.3-35。
- ソ・ヨンピョ (2013) 「認識されていない条件、意図していなかった結果—露骨的な階級社会の脱階級政治—」『進歩評論』第58巻、pp.62-85。
- ソン・ドンウン、ホ・ウォンチャン (2019) 「社会的企業の成長と保護された市場の役割：公共機関の優先購買制度の効果に着目して」『社会的企業研究』第12巻第1号、pp.31-53。
- チェ・テリョン (2015) 「代案社会論と社会的経済」『マルクス主義研究』第12巻第4号、pp.51-85。
- チェ・ウォンジュン (2019) 「韓国の社会的協同組合の価値創出：財務成果と社会成果を中心に」『社会的経済と政策研究』第9巻第4号、pp.61-84。
- チェ・イェナ (2019) 「ソーシャル・キャピタルが社会的経済組織の参加に及ぼす影響に関する研究」『社会的経済と政策研究』第9巻第2号、pp.1-32。
- チャン・ウォンボン (2007) 「社会的経済のオルタナティブな概念化：争点と課題」『市民社会とNGO』第5巻第2号、pp.11-43。
- チャン・ジョンイク (2019) 「社会的経済の概念に関する考察：非営利セクターとの比較を中心に」『社会的企業研究』第12巻第3号、pp.35-61。
- ノ・デミョン (2009) 「社会的経済を強化すべき三つの理由」『創作と批評』第37巻第3号、pp.73-93。
- パク・ミンヨン (2017) 「社会的市場経済、資本の矛と盾」『人物と思想』第229巻、pp.110-128。
- パク・ユンファ、根本まさつぐ (2017) 「社会的経済組織に対する第3者評価の発展方案」『社会的経済と政策研究』第7巻第3号、pp.66-78。
- パク・ジフンら (2018) 「社会的企業家の事業機会の開発プロセスに関する研究」『社会的企業研究』第11巻第3号、pp.57-93。
- パク・ヘゴン (2019) 「社会的経済組織の消費者の新社会的行動が再購買に与える影響：倫理的消費の媒介効果を中心に」『社会的企業研究』第12巻第2号、pp.93-117。
- ハン・サンイル、グォン・サンイル (2019) 「社会的企業の認知度とソーシャル・キャピタルが社会的企業の信頼に及ぼす影響」『社会的経済と政策研究』第9巻第2号、pp.33-55。
- ハン・サンジン (2001) 「市場と国家を超え—社会的経済のオルタナティブとその事例—」『経済と社会』第50巻、pp.28-49。

ムン・ナムヒ、キム・ミョンソ（2016）「社会的企業家精神の尺度の開発および妥当性に関する研究」『社会的企業研究』第9巻第2号、pp.3-30。

ムン・ダヨン（2021）「社会的経済の活性化をめぐる住民の主観的認識のタイプに関する研究」『社会的経済と政策研究』第11巻第1号、pp.131-158。

ムン・ボギョン（2016）「改めて検討した『社会的経済基本法』」『月刊公共政策』第131巻、pp.17-19。

ユン・サンホ（2015）「社会的経済基本法案の問題点と虚構性」『地域開発研究』第47巻第2号、pp.20-34。

ラ・ジュンヨンら（2018）「社会的成果インセンティブ（SPC）と社会的企業の社会的成果の測定：社会的成果の貨幣価値への換算」『社会的企業研究』第11巻第2号、pp.133-161。

【参考文献（日本語）】

羅一慶（2015）『ソーシャルビジネスの政策と実践—韓国における社会的企業の挑戦』、法律文化社。